別表1 (第2条、第3条、第8条関係)

別表]	(R、第8条関係)			
区分	種目	障害及び程度	性能	基準額	耐用年 数
給付	視覚障害者用ポ	視覚障害2級以上	①音声等により操作ボタン	85,000円	6年
	ータブルレコー	の原則3歳以上の	が知覚又は認識でき、か	(録音再生機)	
	ダー	障害児者	つ、DAISY方式によ		
			る録音並びに当該方式に		
			より記録された図書の再		
			生が可能な製品であっ		
			て、視覚障害児者が容易		
			に使用し得るもの		
			②音声等により操作ボタン	48,000円	
			が知覚又は認識でき、か	(再生専用機)	
			つ、DAISY方式によ		
			り記録された図書の再生		
			が可能な製品であって、		
			視覚障害児者が容易に使		
			用し得るもの		
	視覚障害者用時	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し	触読 10,300円	10年
	計	なお、音声時計は、	得るもの	音声 13,300円	
		手指の触覚に障害			
		がある等のため触			
		読式時計の使用が			
		困難な者を原則と			
		する。			
	点字タイプライ	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し	63, 100円	5年
	ター	の障害児者(本人が	得るもの		

		Т		
	 就学若しくは就労 			
	しているか又は就			
	労が見込まれる者			
	に限る)			
電磁調理器	視覚障害2級以上	視覚障害者及び知的障害者	41,000円	6年
	(視覚障害者のみ	が容易に使用し得るもの		
	の世帯及びこれに			
	 準ずる世帯) 及び児			
	童相談所又は知的			
	障害者更生相談所			
	において知的障害			
	児・者として判定さ			
	れた者で、障害の程			
	度が重度又は最重			
	度である18歳以上			
	の者			
視覚障害者用音	視覚障害2級以上	 視覚障害者が容易に使用し	9,000円	5年
声式体温計	(視覚障害者のみ	得るもの		
	の世帯及びこれに			
	準ずる世帯)			
点字図書	 主に、情報の入手を	 点字により作成された図書		_
	点字によっている			
	視覚障害児者			
視覚障害者用体	視覚障害2級以上	視覚障害児者が容易に使用	18,000円	5年
重計	 の身体障害児者(視	し得るもの		
	覚障害者のみの世			
	帯及びこれに準ず			
	る世帯)			
-		•		

			T	
視覚障害者用血	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し	15,000円	5年
圧計	(視覚障害者のみ	得るもの		
	の世帯及びこれに			
	準ずる世帯)			
視覚障害者用拡	視覚障害児者であ	画像入力装置を読みたいも	198,000円	8年
大読書器	って、本装置により	の(印刷物等)の上に置く		
	文字等を読むこと	ことで、簡単に拡大された		
	が可能になる者。原	画像(文字等)をモニター		
	則として学齢児以	に映し出せるもの		
	上			
歩行時間延長信	視覚障害2級以上	 視覚障害者が容易に使用し	7,000円	10年
号機用小型送信	の障害児者であっ	得るもの		
	て原則として学齢			
	児以上のもの			
点字ディスプレ	視覚障害及び聴覚	文字等のコンピューターの	383, 500円	6年
1	障害の重度重複障	画面情報を点字等により示		
	害者(原則として視	すことのできるもの		
	覚障害2級以上か			
	つ聴覚障害2級)の			
	身体障害者であっ			
	て、必要と認められ			
	る者			
視覚障害者用活	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記 立字情報と同一紙面上に記	99,800円	6年
字文書読上げ装	の障害児者であっ	載された当該文字情報を暗		
	て原則として学齢	号化した情報を読みとり、		
	児以上のもの	 音声信号に変換して出力す		
		る機能を有するもので、視		
		 覚障害児者が容易に使用し		
		得るもの		

1		T	T	
点字器 (標準型)		①32マス18行、両面書真鍮	10,800円	7年
	以上の視覚障害児	板製		
	者	②32マス18行、両面書プラ	6,800円	
		スチック製		
			①②共に点筆含	
			む	
点字器 (携帯用)		①32マス4行、片面書アル	7, 450円	5年
		ミ製		
		②32マス12行、片面書プラ	1,700円	
		スチック製		
			①②共に点筆含	
			む	
聴覚障害者用屋	聴覚障害2級(聴覚	音、音声等を視覚、触覚等	87, 400円	10年
内信号装置	障害者のみの世帯	により知覚できるもの		
	及びこれに準ずる			
	世帯で日常生活上			
	必要と認められる			
	世帯)			
聴覚障害者用通		一般の電話に接続すること	18,800円	5年
信装置	発声・発語に著しい	ができ、音声の代わりに、		
	障害を有する児・者	文字等により通信が可能な		
	であって、コミュニ	機器であり、障害児者が容		
	ケーション、緊急連	易に使用できるもの		
	絡等の手段として			
	必要と認められる			
	原則として学齢児			
	以上の者			
			·	

報受信装置 って、本装置により デレビの視聴が可能になる者 訳の映像を合成したものを 画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が 容易に使用し得るもの 情報・通信支援 視覚障害 2 級以上 用具 又は上肢障害 2 級 以上の身体障害児 者であって原則として学齢児以上のもの もの 人工喉頭 喉頭を摘出した音声・言語機能障害児 者を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (気管カニューレ付き) 8,240円					
デレビの視聴が可能になる者 訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者が容易に使用し得るもの情報・通信支援視覚障害2級以上 視覚障害児者、上肢障害児 100,000円 5年 者がパソコン等を容易に使用しそるようにする周辺機器やソフトして学齢児以上のもの 人工喉頭 喉頭を摘出した音	聴覚障害者用情	聴覚障害児者であ	字幕及び手話通訳付きの聴	88, 900円	6年
能になる者 訳の映像を合成したものを 画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者が 容易に使用し得るもの 情報・通信支援 視覚障害 2 級以上 視覚障害児者、上肢障害児 100,000円 5年 者がパソコン等を容易に使 川できるようにする周辺機 器やソフト して学齢児以上のもの 人工喉頭 喉頭を摘出した音 声・言語機能障害児 援動させ、ビニール等の 管を通じて音源を口腔内 に導き構音化するもの (気管カニューレ付き) 2 頸下部等にあてた電動板 を駆動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化 するもの (電池充電器を含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 一月当たり ー 用人工鼻 声・言語機能障害児に併せ、手動又は自動で気	報受信装置	って、本装置により	覚障害児者用番組並びにテ		
画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの 構		テレビの視聴が可	レビ番組に字幕及び手話通		
し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの 情報・通信支援 視覚障害2級以上 視覚障害児者、上肢障害児 100,000円 5年者がパソコン等を容易に使 用できるようにする周辺機器やソフトして学齢児以上のもの もの		能になる者	訳の映像を合成したものを		
審者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの情報・通信支援 視覚障害2級以上 視覚障害児者、上肢障害児 100,000円 5年			画面に出力する機能を有		
あもので、聴覚障害児者が 容易に使用し得るもの 100,000円 5年 100,000円 5年 日報・通信支援 視覚障害2級以上 視覚障害児者、上肢障害児 100,000円 5年 者がパソコン等を容易に使 以上の身体障害児 用できるようにする周辺機 器やソフト して学齢児以上の もの 100,000円 4年 100,000円 5年 100,000円 100,000円 5年 100,000円 5年 100,000円 100,000円			し、かつ、災害時の聴覚障		
管場に使用し得るもの 情報・通信支援 視覚障害 2 級以上 視覚障害児者、上肢障害児 100,000円 5年			害者向け緊急信号を受信す		
情報・通信支援 視覚障害2級以上 用具			るもので、聴覚障害児者が		
用具 又は上肢障害2級 者がパソコン等を容易に使 以上の身体障害児 用できるようにする周辺機 器やソフト して学齢児以上の もの し呼気によりゴム等の膜を 振動させ、ビニール等の 管を通じて音源を口腔内 に導き構音化するもの (気管カニューレ付き) 8,240円 ②顎下部等にあてた電動板 72,250円 5年 を駆動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化 するもの (電池充電器を 含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 一月当たり 一 用人工鼻 声・言語機能障害児 に併せ、手動又は自動で気			容易に使用し得るもの		
以上の身体障害児 者であって原則と して学齢児以上の もの 人工喉頭 喉頭を摘出した音 声・言語機能障害児 者 (1)呼気によりゴム等の膜を 方、150円 4年 を通じて音源を口腔内 に導き構音化するもの (気管カニューレ付き) 8,240円 (気管カニューレ付き) 8,240円 (気管カニューレ付き) 72,250円 5年 を駆動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化 するもの(電池充電器を 含む) 単込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能一月当たり 用人工鼻 声・言語機能障害児	情報・通信支援	視覚障害2級以上	視覚障害児者、上肢障害児	100,000円	5年
者であって原則と して学齢児以上の もの 人工喉頭 「吹頭を摘出した音」で「吹気によりゴム等の膜を 声・言語機能障害児 者 「でを通じて音源を口腔内 に導き構音化するもの (気管カニューレ付き) 「変類下部等にあてた電動板 を駆動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化 するもの(電池充電器を 含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 「呼気を加湿・加温する機能 一月当たり 声・言語機能障害児に併せ、手動又は自動で気	用具	又は上肢障害2級	者がパソコン等を容易に使		
して学齢児以上のもの		以上の身体障害児	用できるようにする周辺機		
大工喉頭 喉頭を摘出した音 ①呼気によりゴム等の膜を 5,150円 4年 声・言語機能障害児 振動させ、ビニール等の 管を通じて音源を口腔内 に導き構音化するもの (気管カニューレ付き) 8,240円 ②顎下部等にあてた電動板 72,250円 5年 を駆動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化 するもの (電池充電器を含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 一月当たり ー 用人工鼻 声・言語機能障害児に併せ、手動又は自動で気		者であって原則と	器やソフト		
人工喉頭 喉頭を摘出した音 ①呼気によりゴム等の膜を 声・言語機能障害児 振動させ、ビニール等の 管を通じて音源を口腔内 に導き構音化するもの (気管カニューレ付き) 8,240円 ②顎下部等にあてた電動板 72,250円 5年 を駆動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化 するもの (電池充電器を 含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 一月当たり 一月上身 声・言語機能障害児 に併せ、手動又は自動で気		して学齢児以上の			
声・言語機能障害児 振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (気管カニューレ付き) 8,240円 ②顎下部等にあてた電動板 72,250円 5年を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池充電器を含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 一月当たり ー 用人工鼻 声・言語機能障害児に併せ、手動又は自動で気		もの			
者 管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (気管カニューレ付き) 8,240円 ②顎下部等にあてた電動板 72,250円 5年 を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池充電器を含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 一月当たり ー 用人工鼻 声・言語機能障害児に併せ、手動又は自動で気	人工喉頭	喉頭を摘出した音	①呼気によりゴム等の膜を	5, 150円	4年
に導き構音化するもの (気管カニューレ付き) 8,240円 ②顎下部等にあてた電動板 72,250円 5年 を駆動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化 するもの(電池充電器を 含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 用人工鼻 声・言語機能障害児 に併せ、手動又は自動で気		声・言語機能障害児	振動させ、ビニール等の		
(気管カニューレ付き) 8,240円 ②顎下部等にあてた電動板 72,250円 5年 を駆動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化 するもの(電池充電器を 含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 一月当たり 用人工鼻 声・言語機能障害児 に併せ、手動又は自動で気		者	管を通じて音源を口腔内		
②顎下部等にあてた電動板 72,250円 5年 を駆動させ、経皮的に音 源を口腔内に導き構音化 するもの (電池充電器を含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 一月当たり ー 用人工鼻 声・言語機能障害児に併せ、手動又は自動で気			に導き構音化するもの		
を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池充電器を含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 一月当たり 一用人工鼻 声・言語機能障害児に併せ、手動又は自動で気			(気管カニューレ付き)	8,240円	
源を口腔内に導き構音化 するもの(電池充電器を 含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 一月当たり ー 用人工鼻 声・言語機能障害児に併せ、手動又は自動で気			②顎下部等にあてた電動板	72, 250円	5年
するもの(電池充電器を 含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 ―月当たり ― 用人工鼻 声・言語機能障害児に併せ、手動又は自動で気			を駆動させ、経皮的に音		
含む) 埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 一月当たり 一			源を口腔内に導き構音化		
埋込型人工喉頭 喉頭を摘出した音 呼気を加湿・加温する機能 一月当たり ー 用人工鼻 声・言語機能障害児に併せ、手動又は自動で気			するもの(電池充電器を		
用人工鼻 声・言語機能障害児に併せ、手動又は自動で気			含む)		
	埋込型人工喉頭	喉頭を摘出した音	呼気を加湿・加温する機能	一月当たり	_
者であって、常時埋管孔を閉塞する機能を有	用人工鼻	声・言語機能障害児	に併せ、手動又は自動で気		
		者であって、常時埋	管孔を閉塞する機能を有		
込型の人工喉頭を し、シャント発声を可能と		込型の人工喉頭を	し、シャント発声を可能と		

	使用している者	するもので、障害児者が容		
		易に使用し得る次に掲げる		
		もの		
		ア 気管孔に取り付けるフ	23, 760円	
		ィルター(カセット)		
		イ アを取り付けるための		
		接続器具		
		ウ 接着剤及び剥離剤		
便器	次の各号のいずれ	障害者又は難病患者等が容	4,450円	8年
	かに該当する者	易に使用し得るもの(手す		
	(1) 下肢又は体	りを付けることができる)。		
	幹機能障害2級	ただし、取替えにあたり住		
	以上	宅改修を伴うものを除く。		
	(2) 難病患者等	障害児が容易に使用し得る	9,850円	
	のうち、医師の意	まもの(手すりをつけること		
	見書等で必要性	ができる)。ただし、取替		
	が認められる者	えに当たり住宅改修を伴う		
		ものを除く。		
特殊便器	次の各号のいずれ	温水又は温風を出し得るも	102, 100円	8年
	かに該当する者	のであり、障害児者、難病		
	(1) 上肢障害2	患者等又は介護者が容易に		
	級以上の身体障	使用し得るもの。ただし、		
	害児者及び児童	取替えに当たり住宅改修を		
	相談所又は知的	伴うものを除く。		
	障害者更生相談			
	所において重度			
	の知的障害児・君	ž j		
	として判定され			
	た者で、訓練を行	ī		

	っても自ら排便			
	後の処理が困難			
	な者			
	(2) 難病患者等			
	のうち、医師の意			
	見書等で必要性			
	が認められる者			
特殊マット	次の各号のいずれ	褥瘡の防止又は失禁等によ	19,600円	5年
	かに該当する者	る汚染若しくは損耗を防止		
	(1) 下肢又は体	できる機能を有するもの		
	幹機能障害1級			
	(常時介護を要			
	する者に限る。)			
	(2) 難病患者等			
	のうち、医師の意			
	見書等で必要性			
	が認められる者			
	相談所において知	失禁等による汚染又は損耗		
	的障害児・者として	を防止するためマット(寝		
	判定され障害の程	具) にビニール等の加工を		
	度が重度又は最重	したもの		
	度であるもの及び			
	身体障害者手帳の			
	交付を受けた児童			
	であって、当該手帳			
	に身体上の障害(下			
	肢又は体幹機能障			
	害に係るものに限			
	る。)の程度が1級			

I				
	又は2級である者			
	で、それぞれ原則と			
	して3歳以上の者			
特殊寝台	次の各号のいずれ	腕、脚等の訓練のできる器	154,000円	8年
	かに該当する者	具を付帯し、原則として使		
	(1) 下肢又は体	用者の頭部及び脚部の傾斜		
	幹機能障害2級	角度を個別に調整できる機		
	以上	能を有するもの		
	(2) 難病患者等			
	のうち、医師の意			
	見書等で必要性			
	が認められる者			
訓練いす	下肢又は体幹機能	原則として付属のテーブル	33, 100円	5年
	障害2級以上の原	を付けるものとする。		
	則として3歳以上			
	の身体障害児			
訓練用ベッド	次の各号のいずれ	腕又は脚の訓練ができる器	154,000円	8年
	かに該当する者	具を備えたもの		
	(1) 下肢又は体			
	幹機能障害2級			
	以上の原則とし			
	て学齢児以上の			
	身体障害児			
	(2) 難病患者等			
	のうち、医師の意			
	見書等で必要性			
	が認められる者			
特殊尿器	次の各号のいずれ	尿が自動的に吸引されるも	67,000円	5年
	かに該当する者	ので、障害児者、難病患者		

		T		
	(1) 下肢又は体	等又は介護者が容易に使用		
	幹機能障害1級	し得るもの		
	の身体障害児者			
	で、原則として学			
	齢児以上の者(常			
	時介護を要する			
	者に限る。)			
	(2) 難病患者等			
	のうち、医師の意			
	見書等で必要性			
	が認められる者			
入浴担架	下肢又は体幹機能	障害児者を担架に乗せたま	82,400円	5年
	障害2級以上の身	まリフト装置により入浴さ		
	体障害児者で原則	せるもの		
	として3歳以上の			
	者(入浴に当たって			
	家族等他人の介助			
	を要する者に限			
	る。)			
体位変換器	次の各号のいずれ	介助者が障害児者又は難病	15,000円	5年
	かに該当する者	患者等の体位を変換させる		
	(1) 下肢又は体	のに容易に使用し得るもの		
	幹機能障害2級			
	以上の身体障害			
	児者で、原則とし			
	て学齢児以上の			
	者(下着交換等に			
	当たって、家族等			
	他人の介助を要			

	<u> </u>	T		
	する者に限る。)			
	(2) 難病患者等			
	のうち、医師の意			
	見書等で必要性			
	が認められる者			
携帯用会話補助	音声機能若しくは	携帯式で、ことばを音声又	98,800円	5年
装置	言語機能障害児者	は文章に変換する機能を有		
	又は肢体不自由児	し、障害児者が容易に使用		
	者であって、発声・	し得るもの		
	発語に著しい障害			
	を有する原則とし			
	て学齢児以上の者			
入浴補助用具	次の各号のいずれ	入浴時の移動、座位の保持、	90,000円	8年
	かに該当する者	浴槽への入水等を補助で		
	(1) 下肢又は体	き、障害児者、難病患者等		
	幹機能障害児者	又は介助者が容易に使用し		
	であって、入浴に	得るもの。ただし、設置に		
	介助を必要とす	当たり住宅改修を伴うもの		
	る原則として3	を除く。		
	歳以上の者			
	(2) 難病患者等			
	のうち、医師の意			
	見書等で必要性			
	が認められる者			
移動用リフト	次の各号のいずれ	介護者が重度身体障害児者	159,000円	4年
	かに該当する者	又は難病患者等を移動させ		
	(1) 下肢又は体	るに当たって、容易に使用		
	幹機能障害2級	し得るもの。ただし、天井		
	以上の身体障害	走行型その他住宅改修を伴		

用具 かに該当する者 (1) 平衡機能又 であること。 は下肢若しくは ア 障害児者又は難病患者 等の身体機能の状態を十	1				
の (2) 難病患者等 のうち、医師の意 見書等で必要性 が認められる者 おおむね次のような性能を 有する手すり、スローブ等 (1) 平衡機能又 であること。 は下肢若しくは ケ 障害児者又は難病患者 等の身体機能の状態を十 を有し、家庭内の 移動等において 介助を必要とす る身体障害児者 であり、原則とし て3歳以上の者 であり、原則とし て3歳以上の者 (2) 難病患者等 で必要性 かぞめられる者 関部保護帽 起立や歩行が不安 転倒の衝撃から頭部を保護 定で転倒しやすい できるもの ①スポンジ、皮を主材料に 制作 ②スポンジ、皮を主材料に 制作 ②スポンジ、皮、ブラスチ ックを主材料に制作		児者で原則とし	うものを除く。		
(2) 難病患者等 のうち、医師の意 見書等で必要性 が認められる者 移動・移乗支援 次の各号のいずれ かに該当する者 (1) 平衡機能又 は下肢若しくは 体幹機能に障害 を有し、家庭内の 移動等において 力助を必要とす る身体障害児者 であり、原則とし て3歳以上の者 (2) 難病患者等 のうち、医師の意 見書等で必要性 が認められる者 類部保護帽 起立や歩行が不安 定で転倒しやすい 障害児者 (2) 対解の衝撃から頭部を保護 定で転倒しやすい 障害児者 (2) ボンジ、皮を主材料に制作 (2) ズボンジ、皮を主材料に制作		て3歳以上のも			
のうち、医師の意見書等で必要性が認められる者 移動・移乗支援 次の各号のいずれ おおむね次のような性能を 60,000円 8年 有する手すり、スローブ等 (1) 平衡機能又 であること。 は下肢若しくは ケ 障害児者又は難病患者 等の身体機能の状態を十 を有し、家庭内の 移動等において		0			
R書等で必要性が認められる者 移動・移乗支援 次の各号のいずれ おおむね次のような性能を 有する手すり、スローブ等 有する手すり、スローブ等 であること。 は下肢若しくは 体幹機能に障害 を有し、家庭内の 移動等において 介助を必要とす を有するもの る身体障害児者 であり、原則とし が認められる者 とする。ただし、設置に 当たり住宅改修を伴うも のを除く。 第一次のを除く。 第一次のを除く。 第一次のを除く。 第一次のを除く。 第一次のを除く。 第一次のを除く。 第一次のを除く。 第一次のを除く。 第一次のを除く。 第一次ので表している。 第一次のでえる。 第一次のでえる。 第一次のでえる。 第一次ので表している。 第一次のでえる。 第一次ので		(2) 難病患者等			
が認められる者 移動・移乗支援 次の各号のいずれ 用具 かに該当する者 (1) 平衡機能又 は下肢若しくは 体幹機能に障害 を有し、家庭内の 移動等において 力助を必要とす る身体障害児者 であること。 であること。 な下肢若しくは 体幹機能に障害 を有し、家庭内の 移動等において 力助を必要とす る身体障害児者 であり、原則とし て3歳以上の者 (2) 難病患者等 のうち、医師の意 見書等で必要性 が認められる者 関部保護帽 起立や歩行が不安 定で転倒しやすい 障害児者 (2) ない というない という		のうち、医師の意			
移動・移乗支援 次の各号のいずれ おおむね次のような性能を 有する手すり、スロープ等 であること。 ア 障害児者又は難病患者 等の身体機能の状態を十 分踏まえたものであっ で、必要な強度と安定性 介助を必要とす を有するもの る身体障害児者 であり、原則とし で3歳以上の者 に2) 難病患者等 であり、原則とし で3歳以上の者 に2) 難病患者等 のうち、医師の意 見事等で必要性 が認められる者 関部保護帽 起立や歩行が不安 転倒の衝撃から頭部を保護 できるもの ①スポンジ、皮を主材料に 制作 ②スポンジ、皮を主材料に 制作 ②スポンジ、皮、プラスチ ックを主材料に制作		見書等で必要性			
用具 かに該当する者 (1) 平衡機能又 であること。 は下肢若しくは ア 障害児者又は難病患者 等の身体機能の状態を十 を有し、家庭内の 移動等において		が認められる者			
(1) 平衡機能又 は下肢若しくは 体幹機能に障害 等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性 を有するもの て、必要な強度と安定性を有するもの であり、原則として3歳以上の者であり、原則として3歳以上の者であり、医師の意見書等で必要性が認められる者のを除く。 お認められる者 超立や歩行が不安 転倒の衝撃から頭部を保護でを割しやすいできるもの ①スポンジ、皮を主材料に制作 ②スポンジ、皮、ブラスチックを主材料に制作	移動・移乗支援	次の各号のいずれ	おおむね次のような性能を	60,000円	8年
は下肢若しくは	用具	かに該当する者	有する手すり、スロープ等		
体幹機能に障害 等の身体機能の状態を十 を有し、家庭内の 移動等において て、必要な強度と安定性 を有するもの て、必要な強度と安定性 を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり 動作の補助、移乗動作の 補助、段差解消等の用具 とする。ただし、設置に 当たり住宅改修を伴うも 見書等で必要性 が認められる者 配立や歩行が不安 転倒の衝撃から頭部を保護 定で転倒しやすい できるもの ①スポンジ、皮を主材料に 15,700円 制作 ②スポンジ、皮、ブラスチ ックを主材料に制作		(1) 平衡機能又	であること。		
を有し、家庭内の 移動等において か助を必要とす る身体障害児者 であり、原則とし であり、原則とし であり、原則とし であり、原則とし であり、原則とし であり、原則とし であり、原則とし であり、原則とし であり、原則とし であり、原則とし であり、原則とし でもる。ただし、設置に 当たり住宅改修を伴うも 見書等で必要性 が認められる者 頭部保護帽 起立や歩行が不安 定で転倒しやすい 障害児者 配ってきるもの ①スポンジ、皮を主材料に 制作 ②スポンジ、皮、プラスチ ックを主材料に制作		は下肢若しくは	ア 障害児者又は難病患者		
移動等において 介助を必要とす る身体障害児者 であり、原則とし て3歳以上の者 (2) 難病患者等 のうち、医師の意 見書等で必要性 が認められる者 頭部保護帽 起立や歩行が不安 定で転倒しやすい 障害児者 できるもの ①スポンジ、皮を主材料に 制作 ②スポンジ、皮、プラスチ ックを主材料に制作		体幹機能に障害	等の身体機能の状態を十		
		を有し、家庭内の	分踏まえたものであっ		
る身体障害児者 イ 転倒防止、立ち上がり であり、原則とし て3歳以上の者 補助、段差解消等の用具 (2) 難病患者等 とする。ただし、設置に のうち、医師の意 当たり住宅改修を伴うも 見書等で必要性 のを除く。 が認められる者 起立や歩行が不安 転倒の衝撃から頭部を保護 定で転倒しやすい できるもの 障害児者 ①スポンジ、皮を主材料に 制作 ②スポンジ、皮、プラスチックを主材料に制作		移動等において	て、必要な強度と安定性		
であり、原則とし 動作の補助、移乗動作の て3歳以上の者 補助、段差解消等の用具 (2) 難病患者等 とする。ただし、設置に のうち、医師の意 当たり住宅改修を伴うも 見書等で必要性 のを除く。 が認められる者 起立や歩行が不安 転倒の衝撃から頭部を保護 定で転倒しやすい できるもの ①スポンジ、皮を主材料に 15,700円 制作 ②スポンジ、皮、プラスチ 37,900円 ックを主材料に制作		介助を必要とす	を有するもの		
(2) 難病患者等 とする。ただし、設置に のうち、医師の意 当たり住宅改修を伴うも 見書等で必要性 のを除く。 が認められる者 起立や歩行が不安 転倒の衝撃から頭部を保護 できるもの できるもの できるもの 「コスポンジ、皮を主材料に 15,700円 制作 ②スポンジ、皮、プラスチ ックを主材料に制作		る身体障害児者	イ 転倒防止、立ち上がり		
(2) 難病患者等 とする。ただし、設置に		であり、原則とし	動作の補助、移乗動作の		
のうち、医師の意 見書等で必要性 が認められる者 頭部保護帽 起立や歩行が不安 転倒の衝撃から頭部を保護 定で転倒しやすい できるもの 障害児者 ①スポンジ、皮を主材料に 15,700円 制作 ②スポンジ、皮、プラスチ 37,900円 ックを主材料に制作		て3歳以上の者	補助、段差解消等の用具		
見書等で必要性 のを除く。 が認められる者 頭部保護帽 起立や歩行が不安 転倒の衝撃から頭部を保護 3年 定で転倒しやすい できるもの		(2) 難病患者等	とする。ただし、設置に		
が認められる者 頭部保護帽 起立や歩行が不安 転倒の衝撃から頭部を保護		のうち、医師の意	当たり住宅改修を伴うも		
頭部保護帽 起立や歩行が不安 転倒の衝撃から頭部を保護 定で転倒しやすい できるもの		見書等で必要性	のを除く。		
定で転倒しやすい できるもの		が認められる者			
障害児者	頭部保護帽	起立や歩行が不安	転倒の衝撃から頭部を保護		3年
制作 ②スポンジ、皮、プラスチ 37,900円 ックを主材料に制作		定で転倒しやすい	できるもの		
②スポンジ、皮、プラスチ ックを主材料に制作		障害児者	①スポンジ、皮を主材料に	15,700円	
ックを主材料に制作			制作		
			②スポンジ、皮、プラスチ	37, 900円	
保護ブーツ 下肢又は体幹機能 車椅子使用時に下肢の保温 15,000円 3年			ックを主材料に制作		
	保護ブーツ	下肢又は体幹機能	車椅子使用時に下肢の保温	15,000円	3年

	1	T		1
	障害2級以上であ	や防寒による疾病防止又は		
	って、日常生活にお	怪我防止を目的としたもの		
	いて車椅子を使用			
	する者のうち、原則			
	として3歳以上で			
	ある者			
つえ	平衡機能や下肢、体	①十分な強度を有する木材	2,310円	3年
	幹に障害があり、歩	製。ニス塗装		
	行の際に支持が必		(夜光材付	
	要な身体障害児者		3, 570円)	
	で、原則として学齢	 ②転倒防止用のアイスピッ	1,575円	
	児以上の者	ク等を装着する場合		
		①軽金属製	3,150円	
			(夜光材付	
			4, 410円)	
		②転倒防止用のアイスピッ	1,575円	
		ク等を装着する場合		
視覚障害者用物	視覚障害2級以上	あらかじめ情報を登録した	37,800円	5年
品識別装置	の身体障害児者で	記録媒体を読み取り、対応		
	あって原則として	する録音済みの音声を再生		
	学齢児以上のもの	する機能を有するもので、		
		視覚障害児者が容易に使用		
		し得るもの		
居宅生活動作補	次の各号のいずれ	障害児者又は難病患者等の	一の住宅につき	
助用具	かに該当する者	移動等を円滑にする用具で	200,000円 (千歳	
(住宅改修費)	(1) 下肢、体幹機	設置に小規模な住宅改修を	市障害者住宅改	
	能障害又は乳幼	伴う次に掲げるもの(屋内	修資金助成事業	
	児以前の非進行	における改修及び玄関から	の助成金の交付	
	性の脳病変によ	 道路までの通路部分等の屋	を受けた者につ	

		T	T	
	る運動機能障害	外における改修に限る。)	いては、当該交	
	(移動機能障害	ア 手すりの取付け	付を受けた額を	
	に限る。)を有す	イ 段差の解消	含む。)まで	
	る障害程度等級	ウ 滑り防止又は移動の円		
	3級以上の原則	滑化等のための床又は通		
	として学齢児以	路面の材料の変更		
	上の者 (特殊便器	エ 引き戸等への扉の取替		
	への取替えをす	え		
	る場合は、上肢障	オ 洋式便器等への便器の		
	害2級以上の者)	取替え		
	(2) 難病患者等	カ その他アからオの住宅		
	のうち、医師の意	改修に付帯して必要とな		
	見書等で必要性	る住宅改修		
	が認められる者			
透析液加温器	器 腎臓機能障害3級	透析液を加温し、一定の温	51,500円	5年
	以上の身体障害者	度に保つもの		
	で自己連続携行式			
	腹膜灌流法(CAP			
	D) による透析療法			
	を行う者			
	腎臓機能障害3級			
	以上の身体障害児			
	で、原則として3歳			
	以上のもの			
酸素ボンベル	重搬 医療保険における	障害者が容易に使用し得る	17,000円	10年
車	在宅酸素療法を行	<i>€の</i>		
	う者			
ネブライザー	- 次の各号のいずれ	障害児者又は難病患者等が	36,000円	5年
	かに該当する者	容易に使用し得るもの		

	(1) 呼吸器機能		56, 400円	
器	障害3級以上又			
	は同程度の身体			
	障害児者であっ			
	て、原則として学			
	齢児以上のもの			
	(2) 難病患者等			
	のうち、医師の意			
	見書等で必要性			
	が認められる者			
火災警報器	障害等級2級以上	室内の火災を煙又は熱によ	15,500円	8年
	の身体障害児者及	り感知し、音又は光を発し、		
	び児童相談所又は	屋外にも警報ブザーで知ら		
	知的障害者更生相	せ得るもの		
	談所において、障害			
	の程度が重度又は			
	最重度であると判			
	定された者(火災発			
	生の感知及び避難			
	が著しく困難な障			
	害児者のみの世帯			
	及びこれに準ずる			
	世帯)			
自動消火器	次の各号のいずれ	室内温度の異常上昇又は炎	28, 700円	
	かに該当する者	の接触で自動的に消火液を		
	(1) 障害等級2	 噴射し、初期火災を消火し		
	級以上の身体障	得るもの		
	害児者及び児童			
	相談所又は知的			

		障害者更生相談			
		所において、障害			
		の程度が重度又			
		は最重度である			
		と判定された者			
		(火災発生の感			
		知及び避難が著			
		しく困難な障害			
		児者のみの世帯			
		及びこれに準ず			
		る世帯)			
		(2) 難病患者等			
		のうち、医師の意			
		見書等で必要性			
		が認められる者			
非	卡常用電源装置	身体障害児者又は	①発電機	121,000円	10年
		難病患者等であっ	障害児者又は介助者が		
		て、人工呼吸器、酸	容易に使用可能なガソリ		
		素濃縮器、電気式た	ン又はガスボンベ等で作		
		ん吸引器など生	動する正弦波インバータ		
		命・身体機能の維持	一発電機で、定格出力が		
		に必要な電気式の	850VA以上のもの		
		医療機器を日常的	②ポータブル電源 (蓄電池)	88,000円	6年
			障害児者又は介助者が		
			容易に使用及び運搬可能		
			な蓄電機能を有する正弦		
			波交流出力の電源装置		
			で、定格出力が300W以上		
			のもの		

		③カーインバーター障害者	30,000円	6年
		又は介助者が容易に使用		
		可能な自動車用バッテリ		
		一等の直流電源(DC)		
		を正弦波交流電源(AC)		
		に変換する装置で、定格		
		出力が300W以上のもの		
		①、②、③のいずれか		
		1つ		
ストマ用装具	膀胱・直腸機能障害	①蓄便袋	一月当たり	_
	を有し、ストマを造	低刺激性の粘着剤を使	8,858円	
	設した原則として	用した密封型又は下部開	(双孔式	
	3歳以上の身体障	放型の収納袋とする。ラ	17,716円)	
	害児者	テックス製又はプラスチ		
		ックフィルム製		
		②蓄尿袋	一月当たり	
		低刺激性の粘着剤を使	11,639円	
		用した密封型の収納袋で	(双孔式	
		尿処理のキャップ付とす	23, 278円)	
		る。ラテックス製又はプ		
		ラスチックフィルム製		
紙おむつ	治療によって軽快	障害児者又は介護者が容易	一月当たり	_
	する見込みのない	に使用し得るもの	12,000円	
	ストマ周辺の著し			
	いびらん、ストマの			
	変形等のため、スト			
	マ用装具を装着す			
	ることができない			
	もの並びに先天性			

	T	T		
	 疾患 (先天性鎖肛を			
	除く。)に起因する			
	神経障害による高			
	度の排尿機能障害			
	又は高度の排便機			
	能障害のある者及			
	び先天性鎖肛に対			
	する肛門形成術に			
	起因する高度の排			
	便機能障害のある			
	もの並びに脳性ま			
	ひ等の脳原性運動			
	機能障害により排			
	尿もしくは排便の			
	意思表示が困難な			
	もので、3歳以上の			
	もの			
洗腸装具	治療によって軽快	障害児者又は介護者が容易	一月当たり	
	する見込みのない	に使用し得るもの	12,000円	
	ストマ周辺の著し			
	いびらん、ストマの			
	変形等のため、スト			
	マ用装具を装着す			
	ることができない			
	もの並びに先天性			
	 疾患(先天性鎖肛を 			
	除く。)に起因する			
	神経障害による高			
	度の排尿機能障害			

	Т	Т		
	又は高度の排便機			
	能障害のある者及			
	び先天性鎖肛に対			
	する肛門形成術に			
	起因する高度の排			
	便機能障害のある			
	もの			
収尿器 (男性用)	育椎損傷等の尿失	採尿器と蓄尿袋で構成し、		1年
	禁、排尿のコントロ	尿の逆流防止装置をつける		
	ールが十分に出来	ものとする。ラテックス製		
	ない原則として学	又はゴム製		
	齢児以上の身体障	①普通型	7, 950円	
	 害児者 	②簡易型	5, 900円	
収尿器 (女性用)		①普通型	8,800円	
		耐久性ゴム製採尿袋を		
		有するもの。ラテックス		
		製又はゴム製		
		②簡易型	6,100円	
		ポリエチレン製の採尿		
		袋導尿ゴム管付き。		
パルスオキシメ	次の各号のいずれ	①障害者(児)が容易に使	42,000円	5年
ーター	かに該当する者	用し得るもの。		
	(1) 呼吸器機能	②呼吸状態を継続的にモニ	157, 500円	
	障害、心臓機能障	タリングすることが可能		
	害又は同程度の	な機能を有し、医師の意		
	身体障害者(児)	見書等で必要性が認めら		
	であって、在宅酸	れ、障害者(児)が容易		
	素療法を行って	に使用し得るもの。		
	いる者又は人工			

	呼吸器を装着し			
	ている者			
	(2) 難病患者等			
	のうち、人工呼吸			
	器を装着してい			
	る者であって、医			
	師の意見書等で			
	必要性が認めら			
	れる者			
視覚障害者用地	視覚障害2級以上	地上デジタル放送のテレビ	29,000円	6年
デジ対応ラジオ	で、原則として学齢	音声が受信可能なもので、		
	児以上の者	視覚障害者(児)が容易に		
		操作できるもの		

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又 は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
 - 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害 者用屋内信号灯を含む。

別表2 (第6条関係)

所得区分	負担上限月額
生活保護法による被保護世帯	
(単給世帯を含む)	
当該年度分の市町村民税非課税	0円
世帯	
当該年度分の市町村民税課税世	
带	37, 200円

備考

- 1 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む)をいう。
- 2 この表において「世帯」とは住民基本台帳上の世帯をいう。ただし、給付を受けようとする

障害者本人が18歳以上の場合は、本人及び配偶者に限るものとする。

- 3 4月から6月までの月分の負担上限月額に係る所得区分の認定を行うときは、この表中の「当 該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。
- 4 中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付受給世帯の所得区分認定について は、この表中の被保護者世帯と見なして取扱う。